

深川養鶏農業協同組合

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全従業員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日～2025年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

計画期間内に、女性の選抜研修等の受講割合を男性と同水準の30%以上（対象層に占める割合）とする。

<実施時期・取組内容>

- 2020年4月～ 従業員が参加可能な研修情報の定期的な発信と、直属の上司からの参加の呼びかけ、また女性従業員が自身のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修・上司からの働きかけ

目標2（職業生活と家庭生活との両立と次世代育成支援対策推進法に関する目標）

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、男性従業員の育児休業取得率及び取得期間をそれぞれ前取組期間より30%以上アップさせる。

<実施時期・取組内容>

- 2020年4月～ 男性の育児休暇についての資料を集め、各事業所に配布し、配偶者が出産した、または出産予定の男性従業員に対し、育児休業について再度個別に案内をする。
- 2024年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標3（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

計画期間内に、管理職の手前の職階にある女性従業員を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修を受講させる

<実施時期・取組内容>

- 2020年4月～ 係長及び主任クラスの女性従業員を対象に、自身のキャリア形成に対する意識を醸成するための研修に参加してもらう。